

立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者候補者選定審査基準

この基準は、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会が立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者候補者を選定する審査について、必要な事項を定めることを目的とする。

記

プロポーザル方式により立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者候補者を厳正かつ公正に選定するため、立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者募集要項第2の5の(5)に規定する選定基準の適合性について審査するための選定審査基準及び手順を以下のとおり定める。なお、事業者名を明らかにして審査を行うものとする。

1 第一次審査について

応募資格要件を具備した応募者については、書類選考による第一次審査を実施するものとする。

(1) 審査基準

応募者から提出される書類から判断できるように、下記の項目及び配点に従って5段階の加点方式で審査を行う。

No.	選定基準	主な審査項目	主な審査資料
1	法人の運営理念、運営方針及び参入理由	○ 高齢者福祉に高い見識と熱意を有し、利用者ニーズにあった経営理念・方針等か ○ 当該事業に関する運営方針はどうか ○ 当事業に対する参入理由	様式2
2	法人の事業実績	○ 現に介護保険サービス事業など、高齢者福祉事業を運営しており、十分な事業実績を有するか	様式2 付属資料
3	法人の財務状況	○ 財務状況が良好か 例) 直近3年程度の間で赤字決算はないか 営業活動上の資金繰りに問題はないか	財務書類
4	施設管理・業務運営の理念	○ 施設運営をするにあたっての基本的な考え方等はどうか	様式4-1

No.	選定基準	主な審査項目	主な審査資料
5	人員配置・人材確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与・労働条件・処遇改善への取り組みなど、職員確保策・定着策はどのように考えているか ○ 体系的な人材育成計画を作成しているか ○ 研修等の実施 ○ 勤務シフトや給与面など、職員の働く環境について配慮されているか 	様式4-2
6	サービスの質の確保・向上に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供の基本的方針について、重視する点はどこか。また具体的な方針をどう考えているか ○ 自主的なサービス評価・改善についての取り組みへの考え方はどうか ○ 利用者や家族等からの要望に対する取り組みの考え方 ○ 第三者評価の活用や情報公開への取り組みについて 	様式4-3
7	施設の維持管理に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理及び保全の内容 ○ 機能保全、危険防止及び修繕に対する考え方 ○ 施設保全計画に位置付ける改修の内容 	様式4-4
8	使用料の収納等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護の利用者自己負担金など授受・保管方法 	様式4-5
9	効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理経費の節減及び収入増のための取組と効果 	様式4-6
10	危機・安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時対策マニュアルは整備されているか ○ 感染症対策マニュアルは整備されているか ○ 災害時等の事業継続性は十分か 	様式4-7
11	個人情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の個人情報保護に対して十分な対策を講ずることができるか 	様式4-8
12	収支計画及び資金の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的に安定した運営が見込めるか ○ 建設及び運営に必要な資金の調達等が確実であるか ○ 借入金は償還が確実に履行される見込みか 	様式5
13	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設所在の地元自治会との連携の考え方について、具体的な取組と効果は見込めるか ○ 近隣住民への配慮はどうか ○ 地域との交流の具体的な考え方、及び計画はあるか ○ ボランティアの受け入れについて具体的な計画はあるか 	様式4-9

No.	選定基準	主な審査項目	主な審査資料
14	利用者の権利擁護	<input type="radio"/> 虐待防止のための取り組みはどのようになっているか <input type="radio"/> 苦情処理体制は整っているか <input type="radio"/> 上記について、利用者や家族への説明をどのように行うか	様式4-10
15	新たな提案等	<input type="radio"/> 新たな提案（提案事業） 仕様書で求める業務に対し、応募者の創意工夫による独自の提案があり、利用者や地域に有効であるか、または維持管理に有効であるか <input type="radio"/> その他の特記事項（自主事業） 仕様書で定めがないが、応募者の費用・責任において行う独自の提案であり、事業で利用者のサービス向上につながっているか	様式4-11

（２）審査手順

以下の手順によって応募事業者を相対的に審査する。なお、委員の自由な発言を確保するために審査は非公開とする。

① 採点の際の事前協議、ディスカッション

採点前に、委員間で共通認識等をする。

② 採点

各委員が第一次審査表により提出書類を採点し、全員分の結果を委員に公開する。

③ 最終審査

採点結果を確認し、審査を決する。

《最終審査の決定方法》

ア) 全委員の合計点数から順位付けを行い、上位3者を第一次審査合格者とする。

イ) ただし、合計点数が上位3者であったとしても、著しく点数の低い項目がある場合、特に仕様書の確実な履行が危ぶまれる場合等にはこの限りではない。

ウ) 審査を終えた時点で会長が委員に諮り、出席委員の過半数の承認をもって決定とする。承認が可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

2 第二次審査について

第一次審査合格者のプロポーザル方式による面談に基づき、第二次審査を実施するものとする。なお、以下に定める第二次審査に関する事項は第一次審査合格者に事前に通知する。

（１）プレゼンテーション

説明者は3人以内とし、各者の持ち時間を15分厳守とする。プレゼンテーション用資料や応募書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととする。

(2) ヒアリング

応募事業者に対して委員から 20 分程度の質疑応答を行う。質疑応答は 1 問 1 答形式とし、質問者・答弁者ともに簡潔に発言するものとする。特に、答弁者は、聞かれたことだけに簡潔に答えること。

(3) 審査基準

第一次審査の合計点数に以下の 4 項目の合計点数を加点して審査を行う。

No	選定基準	主な審査項目
1	公共施設であること の理解（設置目的の 実現性）	<ul style="list-style-type: none">・ 平等かつ公平な施設運営を行う姿勢・ 特定の利用者・利用団体と利害を共有していないこと・ 高齢者福祉に対する考え方・ 通所介護事業等に対する考え方
2	指定管理者としての 意欲、経営手法	<ul style="list-style-type: none">・ サービス、利便性の向上を図るための具体的手法と期待される効果・ 経費節減又は収入増のための具体的手法と期待される効果・ 利用者増への取組・ その他、創意工夫
3	誠実な業務履行への 姿勢	<ul style="list-style-type: none">・ 市や地元（近隣自治会）との協力体制・ 仕様書の遵守に向けた取組・ 安全・衛生管理及び危機管理体制・ モニタリングの実施、協力姿勢
4	提案内容の具体性・ 実現性	<ul style="list-style-type: none">・ プロポーザルの具体性・実現可能性・ 提案書の内容との整合性・ 提案内容を実現させるだけの、物的・人的能力、ノウハウの有無

(4) 審査手順

以下の手順によって第一次審査合格者を相対的に審査する。なお、委員の自由な発言を確保するために審査は非公開とする。

① 採点の際の事前協議、ディスカッション

採点前に、委員間で共通認識等をする。

② 採点

各委員が第二次審査表により提出書類を採点し、全員分の結果を委員に公開する。

③ 最終審査

採点結果を確認し、審査を決する。

《最終審査の決定方法》

ア) 全委員の合計点数から順位付けを行い、最も高い者を指定管理者候補者とする。

イ) ただし、合計点数が最も高い者であったとしても、著しく点数の低い項目がある場合、特

に、仕様書の確実な履行が危ぶまれる場合等にはこの限りではない。

- ウ) 審査を終えた時点で会長が委員に諮り、出席委員の過半数の承認をもって決定とする。承認が可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。
- エ) 選定された事業者の辞退等により候補者が不在となることも予測されるため、次点のものも選定しておくものとする。